

重点事業2 認知症施策の推進

厚生労働省は、全国で認知症を患う高齢者の数が2025年には700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると推計しています。超高齢社会を迎え、高齢者や認知症の人をいかに支えていくかは、地域社会における重要なテーマとなっています。市が実施した高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査においても認知症予防への関心の高まりが結果に表れてきていますが、「認知症になった場合に支援してくれる人」については2割程度が「いない」と回答しており喫緊の課題となっています。

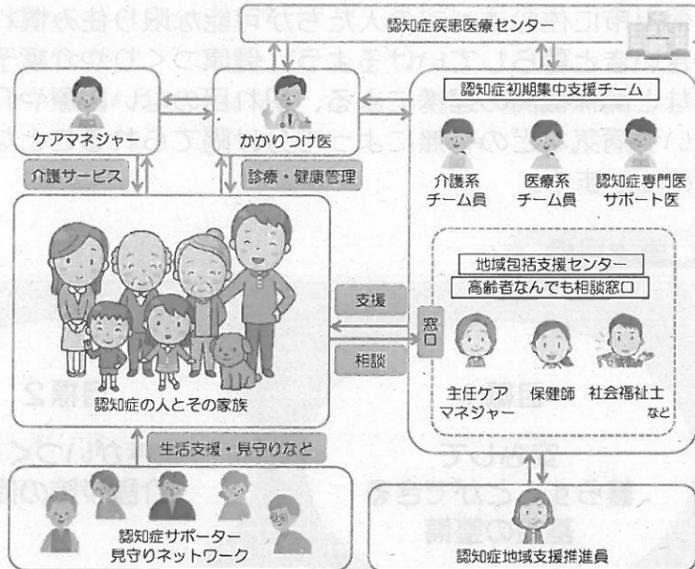
国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を推進しています。

菊川市でも新オレンジプランに基づき、認知症施策に重点的に取り組み、「認知症になっても、本人や家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活し続けることができるまち きくがわ」をめざします。

- ◆ 認知症サポーター養成
- ◆ 認知症ケアパスの普及
- ◆ 認知症初期集中支援チーム
- ◆ 認知症地域支援推進員



©菊川市



健康で元気に暮らせるまち ~ きらきら生きる ~ 体系図

目標1 安心して暮らすことができる基盤の整備

- 1 地域包括支援センターの充実
 - ①地域包括支援センターの運営・基盤整備
 - ★③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ②総合相談支援事業
 - ★④介護予防ケアマネジメント事業
- 2 在宅医療・介護連携の促進
 - ・在宅医療・介護連携の促進
- 3 認知症施策の推進
 - ★①認知症サポーター養成
 - ★③認知症初期集中支援チーム
 - ⑤認知症高齢者探知システム整備事業
 - ★②認知症ケアパスの普及
 - ★④認知症地域支援推進員
- 4 生活支援サービスの基盤整備の推進
 - ★①生活支援体制整備事業
 - ③移送サービス事業
 - ②配食サービス事業
 - ④生活管理指導短期宿泊事業
- 5 家族介護支援
 - ①家族介護教室・家族介護者交流事業
 - ③在宅介護高齢者紙おむつ給付事業
 - ②在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業
 - ④障害者控除対象者認定
- 6 見守り・権利擁護
 - ①高齢者見守りネットワーク
 - ③権利擁護相談事業
 - ⑤成年後見制度利用支援事業
 - ⑦老人保護措置事業
 - ②緊急通報システム整備事業
 - ④権利擁護啓発事業
 - ⑥高齢者虐待防止事業
- 7 高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - ・高齢者の居住安定に係る施策との連携

目標2 生きがいづくりと介護予防の促進

- 1 生きがいづくりと社会参加の促進
 - ①老人クラブ活動の支援
 - ③スポーツ・レクリエーションの振興
 - ⑤就業等の支援
 - ②敬老事業
 - ④生涯学習活動の推進
 - ⑥ボランティア活動などへの支援
- 2 ところとからだの健康づくり
 - ①特定健康診査・特定保健指導
 - ③歯科検診・歯科保健指導
 - ⑤健康相談
 - ⑦高齢者予防接種
 - ②がん検診
 - ④健康教育
 - ⑥訪問指導
 - ⑧健康マイレージ事業
- 3 一般介護予防の充実
 - ①介護予防把握事業
 - ★③地域介護予防活動支援事業
 - ⑤一般介護予防事業評価事業
 - ★②介護予防普及啓発事業
 - ★④地域リハビリテーション活動支援事業

目標3 高齢者を支えるサービスの充実

- 1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
 - ①訪問介護相当サービス
 - ③訪問型元気はつらつ教室
 - ⑤通所型元気はつらつ教室
 - ②訪問型軽度生活援助サービス
 - ④通所介護相当サービス
- 2 介護保険サービス
 - (1) 居宅サービスの充実
 - (2) 地域密着型サービスの充実
 - (3) 施設サービスの充実
- 3 介護サービス事業者の管理・監督
 - ①介護サービス事業者の指導
 - ②介護サービス事業者との連携
- 4 介護給付適正化
 - ①要介護認定の適正化
 - ③住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査
 - ⑤介護給付費通知
 - ★②ケアプランの点検
 - ④医療情報との突合、縦覧点検
 - ⑥給付実績の活用

計画の推進に向けて

- ①高齢者の実態把握
- ②人材の確保と資質の向上

重点事業3 生活支援サービスの体制整備

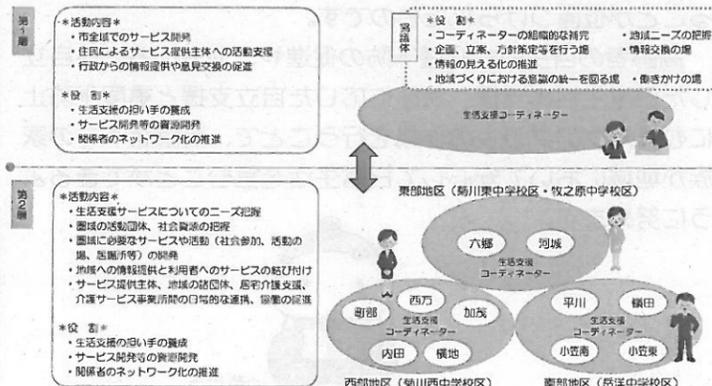
2014(平成26)年の介護保険法改正により、地域支援事業の包括的支援事業(社会保障充実分)として、生活支援体制整備事業が創設されました。単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中、地域における福祉活動(助け合い、見守り、居場所づくり等)を担う多様な主体と連携しながら、高齢者を地域で支えるための取り組みを推進し、同時に地域における高齢者の活躍の場を一体的に提供することが求められていることから、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりについて重点的に取り組みます。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より身近な地域での支え合いが不可欠です。一方で、地域によって資源や人材、生活環境やそれに対する課題は様々であることから、各地域における高齢者を支える体制の整備・充実と、高齢者の社会参加を一体的に推進するため、生活支援コーディネーターと協議体を設置します。

生活支援コーディネーターは、地域活動の状況を把握・共有し、地域におけるちょっとした困り事などを解決するための取り組みや、生活支援等サービスの開発について地域と一緒に考えながら、地域活動の支援や助言、行政等への提案を行います。

協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に補完し、生活支援等サービスを行う多様な主体などが、定期的に情報の共有及び生活支援等サービスについて協議をする場を設置することで、生活支援等サービスを行う様々な主体間の連携や協働による体制整備を推進することを目的とします。

◆生活支援体制整備事業



長寿 いきいき 安心プランでは目標を設定しています

市では、本計画の推進にあたり以下のように目標を設定し、『健康で元気に暮らせるまち』の実現に向けて取り組みます。

また、実施状況について「菊川市介護保険事業計画等推進委員会」において毎年度とりまとめ、課題分析を行い、必要な対策を講じていきます。

	<目標指標>	現状値(2017年度)	目標値(2020年度)
●地域包括支援センターの運営・基盤整備	地域包括支援センター設置箇所数	1箇所	2箇所
●包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	自立支援に向けたケアプラン作成のための研修会出席率	62.7%	80.0%以上
	地域ケア実務検討会における介護予防のための個別会議における検討事例数	0件	3件
●介護予防ケアマネジメント事業	要支援認定者が軽度化及び維持した者の割合	55.1%(2016年度)	60.0%
●在宅医療・介護連携の促進	在宅医療・介護連携のための多職種研修会の開催	地域包括支援センターや家庭医療センターが実施する研修会	医師会などより多くの団体へ協力依頼して実施する研修会
●認知症サポーター養成	子どもサポーター数	146人	296人
●認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チーム設置数	0チーム	1チーム以上(必要に応じチーム編成に対応できる体制)
●認知症地域支援推進員	認知症カフェの実施主体数	1組織	2組織
●生活支援体制整備事業	住民主体で月1回以上集まる通いの場の数	23箇所	32箇所
●高齢者見守りネットワーク	高齢者見守り事業所登録数	315件	320件
●権利擁護啓発事業	成年後見制度について啓発した人数	261人	1,000人
●介護予防普及啓発事業	介護予防教室の年間開催回数	90回	100回
●地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダー(ボランティア)の養成数	71人	161人
●地域リハビリテーション活動支援事業	地域サロンや自主活動組織などへの専門職派遣回数	10回	12回
●介護サービス事業者の指導	実地指導の実施	毎年2～3件	毎年9件
●介護サービス事業者との連携	事業所連絡会への参加割合	70.5%	100.0%
●ケアプランの点検	ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業所の実地指導の際に点検を実施	対面方式により、毎年3件実施する。(2018年度は検証・実施で1件とする)
●高齢者の実態把握	高齢者の状態の把握	高齢者実態調査のほか高齢者相談や見守り活動により把握(2016年度)	高齢者実態調査の方法を見直し、支援が必要となる高齢者の状態を把握する

長寿 いきいき 安心プラン *概要版*

(第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画)

●基本理念●

健康で元気に暮らせるまち
～ きらきら生きる～



菊川市に住むすべての人たちが可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、障がいや病気などの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生するまちの実現をめざします。

●基本目標●

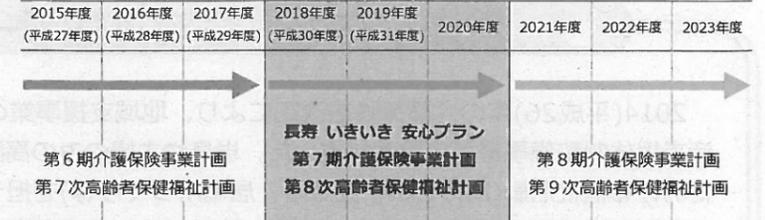
目標1
安心して暮らすことができる
基盤の整備

目標2
生きがいづくりと
介護予防の促進

目標3
高齢者を支える
サービスの充実

●計画の期間●

本計画は、2018(平成30)年度を初年度とし、2020年度を目標年度とする3か年を計画の期間とします。



●重点事業1 自立支援・重度化防止にむけて

要介護状態になることの予防や、そうした状態の軽減、悪化の防止のため、高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み、継続できる仕組みづくりを推進するもので、2017(平成29)年の介護保険法改正のポイントとしてこの取り組みを推進することが位置づけられたものです。

高齢者の自主的な介護予防の促進や、地域における自立した日常生活の支援、状態に応じた自立支援と重度化防止にむけたケアプランの作成を行うことで、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように努めます。

